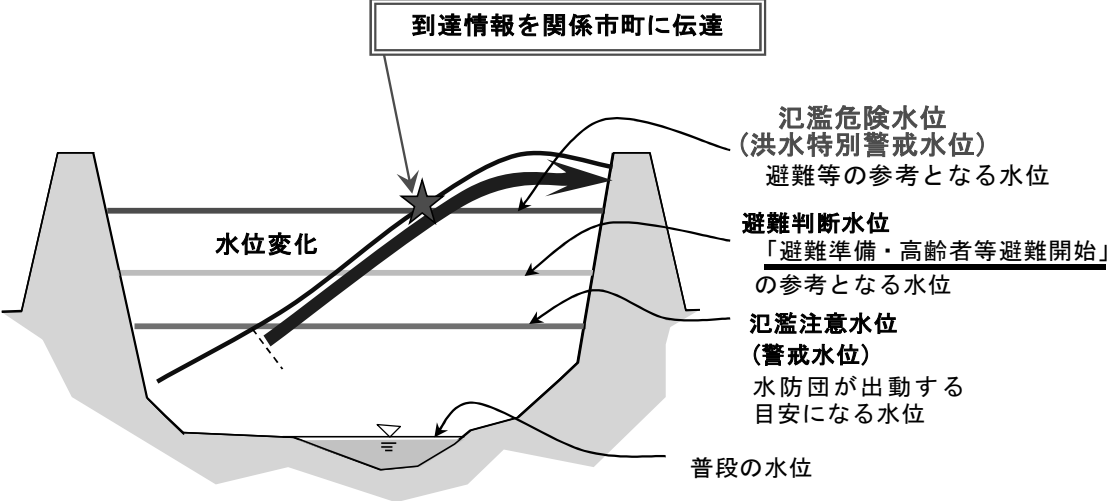
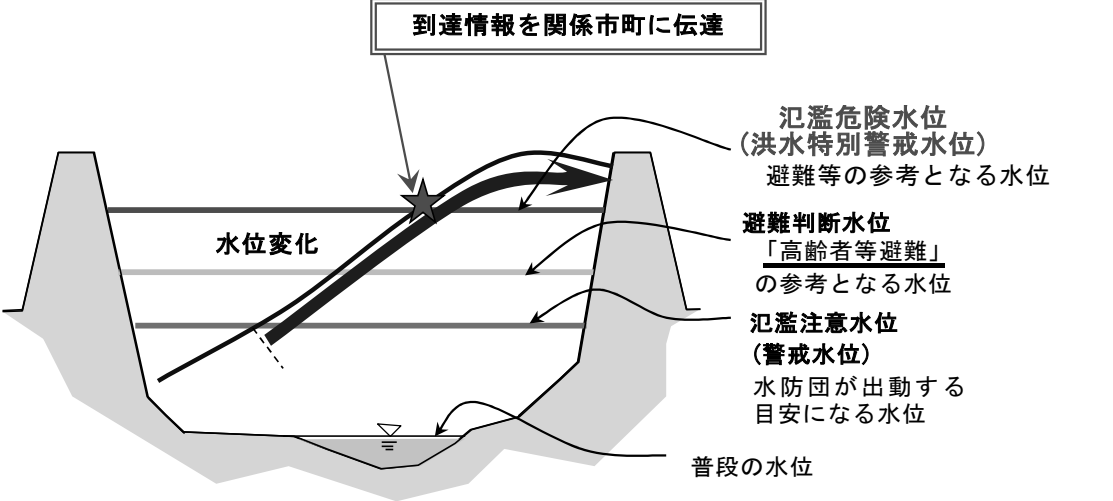


新頁	旧	新
<p>108</p> <p>第12章 節</p> <p>水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知</p>	<p>(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準</p> <p>氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、氾濫注意水位(警戒水位)を越える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、「避難勧告」の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」(法第13条)。水防管理者において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。</p>  <p>図. 12-4 静岡県の氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の設定</p> <p>(4) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報の通知</p> <p>様式6(P.174)により、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。</p>	<p>用語の修正</p> <p>避難情報の名称の修正</p> <p>(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準</p> <p>氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、氾濫注意水位(警戒水位)を越える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、「避難指示」の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」(法第13条)。水防管理者において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。</p>  <p>図. 12-4 静岡県の氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の設定</p> <p>(4) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報の通知</p> <p>様式10(P.194)により、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。</p>

新頁	旧				新					
94 第12章 第2節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	富士川				〔 水位周知河川の追加 芝川を新たに指定 〕					
	水系名	河川名	区 域	区 域 延長					水系名	河川名
	富士川	支 川 (高橋川)	左岸 沼津市柳沢から沼川合流点まで 右岸 沼津市柳沢から沼川合流点まで		6,000m	富士川	支 川 (高橋川)	左岸 沼津市柳沢から沼川合流点まで 右岸 沼津市柳沢から沼川合流点まで		6,000m
		支 川 (沼川)	左岸 富士市境から海まで 右岸 富士市境から海まで		5,900m		支 川 (沼川)	左岸 富士市境から海まで 右岸 富士市境から海まで		5,900m
		支 川 (赤淵川)	左岸 富士市間門新東名高速道路から沼川合流点まで 右岸 富士市間門新東名高速道路から沼川合流点まで		5,100m		支 川 (赤淵川)	左岸 富士市間門新東名高速道路から沼川合流点まで 右岸 富士市間門新東名高速道路から沼川合流点まで		5,100m
		支 川 (潤井川)	左岸 富士市久沢龍巖橋から海まで 右岸 富士市岩本字滝戸龍巖橋から海まで		6,000m		支 川 (潤井川)	左岸 富士市久沢龍巖橋から海まで 右岸 富士市岩本字滝戸龍巖橋から海まで		6,000m
		支 川 (小潤井川)	左岸 富士市弥生新田県管理区間起点～沼川合流点まで 右岸 富士市弥生新田県管理区間起点～沼川合流点まで		5,300m		支 川 (小潤井川)	左岸 富士市弥生新田県管理区間起点から沼川合流点まで 右岸 富士市弥生新田県管理区間起点から沼川合流点まで		5,300m
	興津川	幹 川	左岸 静岡市清水区和田島落差工から海まで 右岸 静岡市清水区和田島落差工から海まで		12,300m	興津川	幹 川	左岸 富士宮市大字猪之頭県管理区間起点から富士川合流点まで 右岸 富士宮市大字猪之頭県管理区間起点から富士川合流点まで		22,500m
	庵原川	幹 川	左岸 静岡市清水区庵原町いほはら橋から海まで 右岸 静岡市清水区庵原町いほはら橋から海まで		3,600m	庵原川	幹 川	左岸 静岡市清水区和田島落差工から海まで 右岸 静岡市清水区和田島落差工から海まで		12,300m
		支 川 (山切川)	左岸 静岡市清水区山切から庵原川合流点まで 右岸 静岡市清水区山切清水山切公園から庵原川合流点まで		2,000m		支 川 (山切川)	左岸 静岡市清水区庵原町いほはら橋から海まで 右岸 静岡市清水区庵原町いほはら橋から海まで		3,600m
	巴川	幹 川	左岸 静岡市葵区北有永えん堤下端から海まで 右岸 静岡市葵区北有永えん堤下端から海まで		14,550m	巴川	支 川 (山切川)	左岸 静岡市清水区山切から庵原川合流点まで 右岸 静岡市清水区山切清水山切公園から庵原川合流点まで		2,000m
		支 川 (長尾川)	左岸 静岡市葵区長尾新田橋付近から巴川合流点まで 右岸 静岡市葵区長尾新田橋付近から巴川合流点まで		6,800m		幹 川	左岸 静岡市葵区北有永えん堤下端から海まで 右岸 静岡市葵区北有永えん堤下端から海まで		14,550m
	安倍川	支 川 (丸子川)	左岸 静岡市駿河区丸子 丸子橋付近から安倍川合流点まで 右岸 静岡市駿河区丸子 丸子橋付近から安倍川合流点まで		6,280m	安倍川	支 川 (長尾川)	左岸 静岡市葵区長尾新田橋付近から巴川合流点まで 右岸 静岡市葵区長尾新田橋付近から巴川合流点まで		6,800m
		支 川 (藁科川)	左岸 静岡市葵区小島から静岡市葵区大原直轄管理境まで 右岸 静岡市葵区小島から静岡市葵区富厚里直轄管理境まで		8,500m		支 川 (丸子川)	左岸 静岡市駿河区丸子 丸子橋付近から安倍川合流点まで 右岸 静岡市駿河区丸子 丸子橋付近から安倍川合流点まで		6,280m
		支 川 (足久保川)	左岸 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで 右岸 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで		9,230m		支 川 (藁科川)	左岸 静岡市葵区小島から静岡市葵区大原直轄管理境まで 右岸 静岡市葵区小島から静岡市葵区富厚里直轄管理境まで		8,500m
	瀬戸川	支 川 (葉梨川)	左岸 藤枝市上藪田市道橋付近から朝比奈川合流点まで 右岸 藤枝市上藪田市道橋付近から朝比奈川合流点まで		5,550m	支 川 (足久保川)	左岸 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで 右岸 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで		9,230m	
	栃山川	幹 川	左岸 藤枝市末広東光寺谷川合流点から海まで 右岸 藤枝市青南町東光寺谷川合流点から海まで		9,800m	瀬戸川	支 川 (葉梨川)	左岸 藤枝市上藪田市道橋付近から朝比奈川合流点まで 右岸 藤枝市上藪田市道橋付近から朝比奈川合流点まで		5,550m
		支 川 (木屋川)	左岸 焼津市三和木屋川橋から海まで 右岸 焼津市三和木屋川橋から海まで		4,870m	栃山川	幹 川	左岸 藤枝市末広東光寺谷川合流点から海まで 右岸 藤枝市青南町東光寺谷川合流点から海まで		9,800m
	大井川	幹 川	左岸 榛原郡川根本町梅地市代橋下流付近から島田市神座直轄管理境まで 右岸 榛原郡川根本町犬間市代橋下流付近から島田市神座直轄管理境まで		58,600m	大井川	支 川 (木屋川)	左岸 焼津市三和木屋川橋から海まで 右岸 焼津市三和木屋川橋から海まで		4,870m
		支 川 (大代川)	左岸 島田市大代童子沢川合流点から大井川合流点まで 右岸 島田市大代童子沢川合流点から大井川合流点まで		7,000m		幹 川	左岸 榛原郡川根本町梅地市代橋下流付近から島田市神座直轄管理境まで 右岸 榛原郡川根本町犬間市代橋下流付近から島田市神座直轄管理境まで		58,600m
		支 川 (大津谷川)	左岸 島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで 右岸 島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで		5,750m		支 川 (大代川)	左岸 島田市大代童子沢川合流点から大井川合流点まで 右岸 島田市大代童子沢川合流点から大井川合流点まで		7,000m
	湯日川	幹 川	左岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路から海まで 右岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路から海まで		5,600m	支 川 (大津谷川)	左岸 島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで 右岸 島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで		5,750m	
	坂口谷川	幹 川	左岸 牧之原市坂口唐木田橋付近から海まで 右岸 牧之原市坂口唐木田橋付近から海まで		6,310m	湯日川	幹 川	左岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路から海まで 右岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路から海まで		5,600m
						坂口谷川	幹 川	左岸 牧之原市坂口唐木田橋付近から海まで 右岸 牧之原市坂口唐木田橋付近から海まで		6,310m

追加

新

水位周知河川の追加
芝川を新たに指定

新頁
98,99
第12章
第2節
水位周知河川における水位到達情報
静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

表. 12-8 「水位周知河川の対象水位観測所及び水位到達情報の担当官署」

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機水位 (通報)	氾濫注意水位 (警戒)	避難水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒)	既往最高水位	現況堤防高	堤内地盤高	発報担当者	受報担当者 (水防窓口)	通信連絡先及びその方法	
															発報担当者側	受報担当者側 (水防窓口)
狩野川	支川 (来光川)	観音橋	沼津土木	田方郡函南町上沢	本川合流点から4.20km	1.40	1.70	m	1.90	2.50	左 4.5 右 4.6	左 3.9 右 5.0	沼津土木事務所長	函南町長 (総務課)	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	電 055-979-8102 FAX 055-978-1197
														伊豆の国市長 (危機管理課)	"	電 055-948-1482 FAX 055-948-1169
														三島市長 (危機管理課)	"	電 055-983-2650 FAX 055-981-7720
	支川 (黄瀬川)	花園橋	"	裾野市佐野	本川合流点から10.00km	2.30	2.80	"	3.10	3.80	左 6.2 右 7.8	左 5.2 右 7.8	"	裾野市長 (危機管理課)	"	電 055-995-1817 FAX 055-992-4447
御殿場市長 (危機管理課)														"	電 0550-82-4370 FAX 0550-83-9739	
長泉町長 (地域防災課)														"	電 055-989-5505 FAX 055-989-5656	
山川	幹川	金山橋	"	伊豆市土肥	河口から0.76km	1.30	2.25	2.40	2.60	2.68	左 5.49 右 5.27	左 4.98 右 4.39	"	伊豆市長 (防災安全課)	"	電 0558-72-9867 FAX 0558-72-6588
鮎沢川	幹川	小山	"	駿東郡小山町藤曲	県境から2.21km	1.50	1.90	2.09	2.28	3.92	左 7.60 右 4.31	左 7.59 右 9.83	"	小山町長 (危機管理局)	"	電 0550-76-5715 FAX 0550-76-5910
新中川	幹川	丸子橋	"	沼津市東間門	河口から0.76km	1.50	1.80	1.80	2.73	2.48	左 4.5 右 4.1	左 4.5 右 4.1	"	沼津市長 (河川課)	"	電 055-934-2531 FAX 055-934-6688
富士川	支川 (高橋川)	青野	"	沼津市青野	沼川合流点から1.56km	1.00	1.80	2.20	3.00	3.43	左 4.6 右 5.0	左 4.2 右 5.0	"	沼津市長 (河川課)	"	電 055-934-2531 FAX 055-934-6688
													"	富士市長 (河川課)	"	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123 (代) FAX 0545-51-0360
	支川 (沼川)	河合橋	富士土木	富士市鈴川	河口から2.24km	2.30	2.50	2.70	2.80	3.19	左 4.94 右 4.59	左 4.68 右 4.45	富士土木事務所長	富士市長 (河川課)	電 0545-65-2237 FAX 0545-64-0995 (SIPOS) FAX 0545-65-2294 (直)	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123 (代) FAX 0545-51-0360
													"	沼津市長 (河川課)	"	電 055-934-2531 FAX 055-934-6688
	支川 (赤淵川)	花守橋	"	富士市中里	沼川合流点から1.48km	1.33	2.84	3.19	3.34	2.98	左 9.83 右 9.10	左 9.62 右 9.16	"	富士市長 (河川課)	"	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123 (代) FAX 0545-51-0360
													"	沼津市長 (河川課)	"	電 055-934-2531 FAX 055-934-6688
支川 (潤井川)	潤井川橋	"	富士市蓼原	河口から3.5km	1.80	2.30	"	3.80	3.70	左 6.34 右 5.45	左 2.42 右 3.67	"	富士市長 (河川課)	"	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123 (代) FAX 0545-51-0360	
支川 (小潤井川)	小潤井川	"	富士市永田北町	沼川合流点から2.95km	1.30	1.80	"	2.35	2.28	左 2.97 右 3.00	左 2.28 右 2.58	"	富士市長 (河川課)	"	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123 (代) FAX 0545-51-0360	
支川 (芝川)	安居山	"	富士宮市猫沢	富士川合流点から8.73km	0.30	0.90	1.80	2.10	2.19	左 4.30 右 5.44	左 7.30 右 5.29	"	富士宮市長 (河川課)	"	電 0544-22-1219 電 0544-22-1111 (代) FAX 0544-22-1208	
													横手沢	富士宮市内野	富士川合流点から16.89km	0.90

追加